

生活再建に向けた支援策の概要について

《 生活再建のための支援 》

1 生活再建までの住居支援

- 災害救助法による支援終了後も住居支援を継続します。
- 支援期間は原則、警戒区域解除後3か月までとします。
ただし、警戒区域内の自宅(自己所有に限る)に戻る場合は、ライフライン・道路河川の復旧など、戻れる環境が整うまでの支援とします。

2 引越しに係る費用の支援

- 応急住宅から恒久住宅へ引越しをする際に1世帯30万円を支給します。
- 単身世帯は4分の3の額(22万5千円)とします。
- 既に恒久住宅への引越しが済んでいる被災者に対しても遡及適用を行います。
- 恒久住宅は、警戒区域内にかかわらず市外や県外であっても支給します。

3 引越しに係る費用の上乗せ支援

- 警戒区域内の自宅(自己所有に限る)へ戻る被災者で、被災者生活再建支援金の加算支援金の対象とならない世帯に対し、引越しに係る費用に100万円を上乗せして支給します。
- 単身世帯は4分の3の額(75万円)とします。

4 住宅再建のための借入れに係る利子助成支援

- 被災者が警戒区域内に自宅を新築、購入又は補修する際に融資を受けた場合、その借入額のうち1,000万円を上限として、その利子分を助成します。

《 被災エリアの健全な復興と良好な住環境整備のための支援 》

1 家屋の解体支援

- 警戒区域内の家屋(無被害を含む)を解体する場合に、解体費用の2分の1の額(上限500万円)を助成します。